

財務省告示第二百三十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十九年六月二十九日に発行した利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年七月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第九十

二 発行の根拠 五回）

三 法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三

の 十九年度における財政運営のた

め 十九年度に於ける特例等に關す

る 法律（平成十九年法律第二十

五号）第二十一条並びに特別

會計に關する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

三 振替法の適 社債等の振替に關する法律（平

四 用等 成債三年法律第七十五号）以

振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各債市札

場特別参加者ごとに応募限度額

を定める市場特別参加者・発行

国債市場特別参加者・発行以下

非

五

方募

入 決 定 の
札 格 競 争
行 争

口

各 申 込 み の うち 応募 価格 の 高い
も の か ら そ の 応募 額 を 順 次 割 り
当 て る 。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応募 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ

入 札 発 行 争 争
札 格 競 争
行 争

額 面 金 額 で 七 千 二 百 八 十 四 億 円

口

国 債 市 場
特 別 参 加
者 ・ 第 一 項 目
非 特 別 参 加

十 四 億 三 千 百 五 十 万 円
に つ い て は 額 面 金 額 で 二 百 九
規 定 基 づ き 発 行 した 利 付 国 債 の
関 する 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の
千 三 百 五 十 四 万 九 千 九 百 十 二 億
額 面 金 額 で 利 付 国 債 の
発 行 した 利 付 国 債 の
律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 基 づ き
公 債 の 発行 の 例 等 関 する 法
年 度 お け る 財 政 運 営 の た め の
十 七 億 五 百 四 十 万 円 平 成 十 九
つ い て は 額 面 金 額 で 千 九 百 九
定 基 づ き 発行 した 利 付 国 債 に
う ち 財 政 法 第 四 十 四 条 第 一 項 の 規

価格競争入札発行」という。）

ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{9}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

十四 初期利子

平成十九年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五

第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属す

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平 る
成 務 本 面 成 利
十 大 銀 金 三 子
九 臣 行 額 十 支
年 か 　 　 　 九 払
六 から 　 　 　 年 　
月 通 　 　 　 　 　
二 知 を 　 　 　 　 　
十 受 　 　 　 　 　
九 け 　 　 　 　 　
日 た 　 　 　 　 　
　 者